

熊本県立大津高等学校「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）

令和元年（2019年）12月12日

熊本県立大津高等学校

本校では、いじめ防止のために以下の基本方針を定めます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する認識

教職員・生徒・保護者など一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めてはならない。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成する必要がある。

4 いじめの防止等対策委員会の設置

(1) 構成員

校長・副校長・教頭・事務長・主幹教諭・各学年主任・生徒指導主事、保健主事
人権教育主任（教育相談部長・生徒支援教員）

特別支援教育コーディネーター・養護教諭・舎監長

専門家委員、また必要に応じてクラス担任・部活動顧問等を加える。

(2) 役割

ア 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な

共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ 学校基本方針の策定や見直し、取組のチェック、いじめ防止への取組やいじめへの対処のケースの検討、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルの視点から検証を担う役割

5 年間計画

(1) いじめの防止等の年間計画

4 月	「学校いじめ基本方針」の共通理解（年度初めの職員会議） 相談窓口の周知（入学式時に、本校スクールカウンセラー（SC）の紹介） 生徒指導主事によるいじめ問題に関する講話（1 学期始業式、1 年宿泊研修時） 思春期健康教育講演（1 年宿泊研修時に SC による講話） 面談旬間（二者面談、全クラス）の実施
5 月	職員研修（いじめの防止等①） ・いじめ問題対策マニュアル（学校経営案）の確認 ・ストレス対処教育に関するエクササイズ（プログラム）の紹介と実践演習 ・ストレス対処教育プログラムの実施（全クラス LHR にて、プログラムは学年毎） ・相談窓口の周知（PTA 総会時に SC・SSW 事業、SC の来校日の周知等）
6 月	心のきずなを深める月間 ・生徒会による「学校いじめ防止宣言」の確認等 ・携帯電話の適正利用に関する講話（外部講師） ・心のアンケート（1 学期）
7 月	「命を見つめる日」を中心に、命を大切にする心の育成を図る取組を実施 いじめの防止等対策委員会（第 1 回）
9 月	生徒指導主事によるいじめ問題に関する講話（2 学期始業式） 怒のころ week
11 月	職員研修（いじめの防止等②） ・いじめの認知等 ・ストレス対処教育プログラムの実施（全クラス LHR にて、プログラムは学年ごと）
12 月	心のアンケート（2 学期） いじめの防止等対策委員会（第 2 回）
1 月	生徒指導主事によるいじめ問題に関する講話（3 学期始業式） 職員会議（年度末反省） ・各部による取組の反省と課題の検証等
2 月	職員研修（いじめの防止等③） ・ストレス対処教育プログラムの実施（全クラス LHR にて、プログラムは学年毎） 心のアンケート（3 学期）
3 月	いじめの防止等対策委員会（第 3 回） 合格者説明会で SC の紹介

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

○道徳教育・規範意識を育む教育

- ・本校や高校生に関わる新聞記事の掲示・紹介を通して、他者に関心を持ち、尊重する態度を育てる。(通年)
- ・学年集会を通して、規範意識を育む話をする。(通年)
- ・修学旅行や宿泊研修等の行事を通して、時間厳守や集団行動の意義を理解させ、行動する態度を育てる。(通年)

○人権教育

- ・いじめや差別のない学校・社会の構築に向けた人権教育LHRを行う。(各学期)
- ・熊本県人権子ども集会への参加を募る啓発活動を行う。(9月)

○体験活動

- ・町内美化活動や花植えボランティアを実施することで、自己有用感や自他が共に協力し、認め合う心を育てる。(通年)
- ・クラスで1人1役の委員・係を受け持たせることで、責任感や集団の一員としての自覚を持ち、自他を認める心を育てる。(通年)

○情報モラル教育

- ・インターネットの適切な利用法を学び、情報モラルを身につける学習を行う。(通年)
- ・PTA総会で、携帯電話など情報通信機器を持つ生徒の保護者に対して、フィルタリング機能の付加や、使用に際する家庭ルール構築を提案する。(5月)
- ・携帯電話・スマートフォンの使い方やマナー、人間関係において注意すべきことについての学習を行う。(1学期)

○生徒会活動

- ・生徒会便りで、いじめ防止に関する記事を継続して掲載し、生徒や保護者へ啓発を行う。(通年)
- ・より多くの生徒が楽しめるよう、学校行事の企画・運営に当たる。
- ・いじめ防止アンケートを実施する。(1、2学期)
- ・いじめ防止宣言の周知に努める。(通年)

○「心のきずなを深める月間」

- ・いじりやインターネットに焦点を当て、安易な気持ちがいじめに発展する危険性を学ばせ、いじめを見逃さない心と目を育てる LHR を行う。(6月)

○「命を大切に作る心」を育む指導プログラム

- ・朝読書を活用し、命について考える機会とする。(5月・6月)
- ・SC による「思春期健康教育講演会」を実施し、生涯にわたって自分の命と他者の命を尊重できる心を育む。(9月)
- ・性(生)教育において、他者とのよりよい関係のあり方や、自分のこれからの生き方を考え、学習する。(1・2月)

○授業改善に関わる取組

- ・授業中の話し合いやグループワークの積極的な活用を通して、他者の良さに気付き、自分と異なる意見や感情を理解する技能を育てる。(通年)

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

○アンケート調査・個別面談

- ・教育相談旬間を設け、担任による生徒全員の面談を実施して、いじめの早期発見と生徒の悩みや問題の解決に努める。(4月・9月)
- ・いじめアンケートを実施し、いじめの兆候を探知する。(6月・10月)
- ・「宅習無限」で生徒の学習状況と生活リズムの把握を行い、必要に応じて面談を実施する。(通年)

○教育相談

- ・教育相談室・保健室を相談機関・場所とし、昼休み及び放課後を中心に行う。(通年)
- ・月2回程度の教育相談部会を開き、各学年の情報を集約する。(通年)

○スクールカウンセラー相談窓口の周知

- ・スクールカウンセラーだよりを発行して、本校の教育相談体制を周知する。(6月)
- ・スクールカウンセラーの来校日を、朝会連絡・PTAメール等を通じて生徒・保護者に周知する。(通年)
- ・スクールカウンセラーだよりを発行する。(通年)
- ・PTA総会で本校の教育相談やスクールカウンセラーについての概要を周知する。(5月)

○校内研修

- ・いじめ防止等の職員研修を行う。(各学期)
- ・いじめ防止LHRの模擬授業等で、「いじり」と「いじめ」に境界線がないことや、インターネットの問題など、現代のいじめの現状を理解する。また、いじめ防止といじめを見逃さない意識を高める。(6月)

6 いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応

○被害生徒とその保護者への支援

被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して支援することや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害者の安全を確保する。

あわせて、被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、環境の確保を図る。必要に応じて、カウンセラーなど外部専門家の協力を得る。

○加害生徒への指導と保護者への助言

加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納

得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○集団への対応

集団に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを注意することはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

7 重大事態への対処

(1) 学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

(イ) 重大事態の発生報告等

重大事態が発生した場合には、次に掲げる事項を記載した報告書、その他の関係書類を県教育委員会に提出する。

(1) 重大事態の発生日時 (2) 重大事態の発生場所

(3) 重大事態に関係する生徒等の氏名 (4) 重大事態の概要

(5) 重大事態の調査の実施主体に係る意見

(ウ) 重大事態の調査の実施主体の決定等

報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、重大事態の調査の実施主体を教育委員会と本校のいずれにするかは教育委員会が決定する。

(エ) 本校における重大事態の調査の実施、調査委員会の設置等

重大事態の調査を本校で行う場合には、県教育委員会から重大事態の内容に応じ調査に参加することが適当と判断される法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等の推薦を受ける。

校長は、重大事態の調査を行う組織として、いじめの防止等対策委員会を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長自ら依頼をする者、また、教育委員会が推薦する専門家等から構成される「調査委員会」を設置する。

調査委員会の委員の過半数は、専門家等とする。調査委員会は委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

(オ) 調査結果の報告等

調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出する。本校が行った重大事態の調査報告書については、県教育委員会を通じてその写しが知事に報告される。

(カ) その他

- ・調査委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し重大事態の調査に関する情報提供を行う場合には書面によることとする。
- ・調査委員会の庶務は、本校において行う。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

ア 再調査

知事は、必要があると認めるときは、調査の結果について「熊本県いじめ調査委員会」において再調査を行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。